

投資信託規定集

秋 田 銀 行

2008 年 12 月施行

2021年4月1日改正

- 投資信託総合取引約款
- 投資信託受益権振替決済口座管理規定
- 自動けいぞく（累積）投資約款
- 特定口座約款
- 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
- 積立投資信託取扱約款
- 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
- 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

投資信託総合取引約款

第1条（約款の趣旨）

- この約款は、投資信託受益権振替決済口座管理規定に基づく取引、累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- この約款に定めのない事項については、別途定める投資信託受益権振替決済口座管理規定、自動けいぞく（累投）投資約款、特定口座約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、積立投資信託取扱約款、非上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款、未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款により取扱います。

第2条（総合取引の申込方法）

- お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当行の本支店または出張所等に提出することによって、総合取引を申込みのものとし（当行所定の郵送での申込みも含まれます。）、当行がこれを承諾した場合に総合取引を開始することができます。
- 前項において、当行が総合取引の開始を承諾したとき、包括的累積投資契約が成立したものと取り扱います。
- お客様が前項の申込みをされる場合には、前項と同一の本支店または出張所の本人名義の普通預金口座または当座勘定取引口座を、解約金、償還金、収益分配金等の入金のための口座（以下「指定預金口座」といいます。）として登録していただきます。
- 指定預金口座のある本支店または出張所を「取引店」といいます。

第3条（印鑑届出）

お客様は、総合取引開始時に当行所定の申込書により印鑑を届出いただきます。（お届けいただいた印鑑を「お届け印」といいます。）

第4条（指定預金口座への解約金等の入金）

当行では、投資信託受益権の解約金・売却代金・償還金・収益分配金を、所定の手数料と手数料に係る消費税、信託財産留保額、所得税および住民税等を差し引いたうえで、お客様の指定預金口座にご入金いたします。

第5条（指定預金口座の変更）

- 指定預金口座を変更する場合には、当行所定の書面によって届出いただきます。
- 変更申込受付後の取扱いは、第3条に準じて行うものとします。

第6条（届出事項の変更等）

- 印章を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。なお、この届出および前条第1項の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 届出のあった住所等にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。

第7条（成年後見人等の届出）

- 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条（約款の変更）

- この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 前項によるこの規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他の方法で公表することにより、周知します。

（以上）

投資信託受益権振替決済口座管理規定

第1条（この規定の趣旨）

- この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。
- お客様と当行の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」その他の当行が定める契約条項によるものとします。

第2条（振替決済口座）

- 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外

の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

- 3 当行は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものにより振替決済口座に記載または記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- 1 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 2 当行は、お客様から「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第4条（契約期間等）

- 1 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2 この契約は、お客様または当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当行への届出事項）

「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」に押捺された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

第6条（振替の申請）

- 1 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (6) 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用

するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

- a 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - b 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - c 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - d 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - e 償還日
 - f 償還日翌営業日
- (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
 - 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。
 - (1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (5) 振替を行う日
 - 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
 - 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
 - 5 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- 1 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関への振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。

また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等〔担保設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等〕）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

第8条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

第11条（お客様への連絡事項）

1 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

- (1) 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
- (2) 残高照合のための報告
- (3) お客様に対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、毎年3月末、6月末、9月末および12月末のいずれかを基準日として、その翌月中に行う通知をもって、毎年3月末、6月末、9月末および12月末付けで、その翌月中の時期に年1回以上行います。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の所管部署に直接ご連絡ください。

3 当行が届出のあった名称、住所等にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送あるいは電磁的方法により発信した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第12条（届出事項の変更手続き）

1 印章を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

なお、この届出および前条第1項の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 届出のあった住所等にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。

第13条（口座管理料）

当行は、この規定に基づく口座の管理について所定の手数料を申し受けることがあります。

第14条（当行の連帯保証義務）

機構または株式会社だいら証券ビジネスが、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限りです。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構または株式会社だいら証券ビジネスにおいて、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務
- (2) その他、機構または株式会社だいら証券ビジネスにおいて、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- 1 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第16条（反社会的勢力との取引拒絶）

お客様が、次条第1項第6号に該当せず、自らまたは第三者を利用して次条第1項第7号に該当する行為を行わない場合に利用することができます。また、お客様が、次条第1項第6号に該当し、また、自らまたは第三者を利用して次条第1項第7号に該当する行為を行った場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

第17条（解約等）

1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様から解約のお申し出があったとき
 - (2) お客様が手数料を支払わないとき
 - (3) お客様について相続の開始があったとき
 - (4) お客様がこの規定に違反したとき
 - (5) お客様が振替決済口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (6) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
 - a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) お客様が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - (8) 振替決済口座において、当行が定める一定期間残高がなく、かつ他取引に影響を及ぼさないと判断されるとき、当行はお客様に通知のうえ、振替決済口座を解約します。

なお、お客様が当行に特定口座を開設している場合は、他取引に影響を及ぼさないと判断されるとき、振替決済口座の解約と同時にお客様の特定口座を廃止します。
 - (9) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。なお、遅延損害金は解約金等から充当することができるものとします。
- 3 当行は、前項の不足額の引取りの日に第13条の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

第18条（解約時の取扱い）

1 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭等については、当行の定める方法によって換金、反対売買等を行ったうえで、金銭により返還を行

います。

2 前条第1項の（6）、（7）、（9）に基づく解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、その解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第19条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第21条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第22条（この規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

（以上）

自動けいぞく（累積）投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）との間の、別表記載の投資信託委託会社が発行する別表の追加型証券投資信託受益権（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申し込み方法）

- 1 契約については、包括的累積投資契約によるものとし、すでに当該契約を締結している場合を除き以下の場合に申込みものとします。
 - (1) 投資信託口座を開設するとき。
 - (2) インターネットバンキングサービスにおいて投資信託サービスの利用を申込みとき。
 - (3) 投資信託の募集または購入等の取引を申込みとき。
- 2 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当行に提出することによって契約を申込みものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとし、ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとし、
- 3 契約が締結されたとき、当行はただちに自動引き落とし投資口座を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者はファンドの買付けにあてるため、1回の払込みにつき別表の払込単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第2回目以降は随時払込むものとし、

第4条（買付時期・価格）

- 1 当行は、申込者から買付けの申込があったとき、遅滞なく当該ファンドの買付けを行います。ただし、申込者はいつでもその買付けまたは取得の中止を申し出ることができます。
- 2 前項の買付価格は買付約定日の価格に当行の目論見書補完書面等に記載された手数料および消費税を加えた金額といたします。
- 3 買付けられたファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日から申込者に帰属するものとし、

第5条（果実の再投資）

- 1 前条の管理に係るファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に各ファンド毎繰入れ、その全額をもって決算日の価格により買付けます。なお、この場合、買付けの手料は無料とします。
- 2 申込者はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとし、

第6条（返還）

- 1 当行はこの契約に基づくファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに各ファンドの目論見書等に記載された支払日に換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、別表の換金価格に基づくものとし、
- 2 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとし、

第7条（解約）

- 1 この契約は次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとし、
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (3) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- 2 この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく管理中のファンドを第

6条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

- 1 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
- 2 前項のお届出があったときは、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

- 1 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 当行は、次の各号によって生じた損害についてはその責任を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく当該ファンドの買付けもしくは当該ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
- 3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。
- 4 この約款に定めのない事項については、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理規定、またはファンドの信託約款により取扱います。

（以上）

自動(ないぞく(累積)投資約款 別表

《払込単位》

購入:「5千円以上1円単位」

積立:「1千円以上1千円単位」

窓口:店頭での申込み可否を表示します。

IB:インターネット投資信託サービスでの申込み可否を表示します。

購入:購入が可能なファンドです。

積立:積立投信の申込みが可能なファンドです。

ファンド名 投資信託委託会社	換金価額	窓口		IB	
		購入	積立	購入	積立
ひふみプラス レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
ひふみワールド+ レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
ビクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド <愛称:クアトロ> ビクテ・ジャパン株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
コモンズ30ファンド コモンズ投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
グローバル・ロボティクス株式ファンド(1年決算型) 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
グローバル・フィンテック株式ファンド 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型) <愛称:グローバルMaaS(1年決算型)> 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
スマート・ラップ・ジャパン(1年決算型) 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
グローバル・ヘルスケア&バイオ・ファンド <愛称:健次> 三菱UFJ国際投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
まるごとひふみ15 レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
まるごとひふみ50 レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
まるごとひふみ100 レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	○	○	○	○
ベイリー・ギフォード インパクト 投資ファンド <愛称:ポジティブ・チェンジ> 三菱UFJ国際投信株式会社	返還請求日の 翌々営業日の価額	○	○	○	○
野村インデックスファンド・外国株式 <愛称:Funds-i 外国株式> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	○	○	○
野村インデックスファンド・日経225 <愛称:Funds-i 日経225> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	○	○	○
つみたて8資産均等バランス 三菱UFJ国際投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	○	○	○
グローバル3倍3分法ファンド(1年決算型) 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
グローバル5.5倍バランスファンド(1年決算型) <愛称:ゴーゴー・バランス> 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○

ファンド名 投資信託委託会社	換金価額	窓口		IB	
		購入	積立	購入	積立
東京海上・円建て投資適格債券ファンド(年2回決算型) <愛称:円値くん(年2回決算型)> 東京海上アセットマネジメント 投信株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
インデックスファンド225 日興アセットマネジメント 株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
アジア・オセアニア好配当成長株オープン(毎月分配型) 岡三アセットマネジメント 株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
高金利先進国債券オープン(資産成長型) <愛称:月桂樹(資産成長型)> 日興アセットマネジメント 株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)資産成長型 日興アセットマネジメント 株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(1年決算型) <愛称:ウィンドミル1年> ベアリングス・ジャパン株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
ワールド・リート・オープン(1年決算型) 三菱UFJ国際投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
シュロダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型)Bコース <愛称:グランツール1年> シュロダー・インベストメント・マネジメント 株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
ニッセイ日本勝ち組ファンド ニッセイアセットマネジメント 株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
外国株式インデックスファンド 三井住友トラスト・アセットマネジメント 株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
HSBCインドオープン HSBC投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
ブラジル株式ファンド 日興アセットマネジメント 株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
東京海上・東南アジア株式ファンド 東京海上アセットマネジメント 投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
ブラジル・ボンド・オープン(年2回決算型) 大和アセットマネジメント 株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
ピムコ・エマージング・ボンド・オープンBコース 三菱UFJ国際投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
三菱UFJ 純金ファンド<愛称:ファインゴールド> 三菱UFJ国際投信株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
高格付債券ファンド(為替ヘッジ70)資産成長型 <愛称:73(しちさん)> 日興アセットマネジメント 株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
MHAM J-REITインデックスファンド(毎月決算型) <愛称:ビルオーナー> アセットマネジメント One株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
トレンド・アロケーション・オープン 三菱UFJ国際投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
ピクテYENアセット・アロケーション・ファンド(1年決算型) <愛称:円資産プラス1年> ピクテ・ジャパン株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○

ファンド名 投資信託委託会社	換金価額	窓口		IB	
		購入	積立	購入	積立
野村インデックスファンド・TOPIX <愛称:Funds-i TOPIX> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・J-REIT <愛称:Funds-i J-REIT> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・外国REIT <愛称:Funds-i 外国REIT> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・新興国株式 <愛称:Funds-i 新興国株式> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・国内債券 <愛称:Funds-i 国内債券> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・新興国債券 <愛称:Funds-i 新興国債券> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型 <愛称:Funds-i 新興国債券・為替ヘッジ> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・外国債券 <愛称:Funds-i 外国債券> 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額	×	×	○	○
日本好配当株オープン 三井住友DSアセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	新規お申込みの受付は 停止しております。			
DIAM世界好配当株オープン(毎月決算コース) <愛称:世界配当倶楽部> アセットマネジメントOne株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額				
HSBC中国株式ファンド(3ヶ月決算型) HSBC投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額				
HSBC新BRICsファンド HSBC投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額				
グローバル・ボンド・ポートDコース アセットマネジメントOne株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額				
グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型) 三菱UFJ国際投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額				
GW7つの卵 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額				
BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(毎月決算型) <愛称:ウィンドミル> ベアリングス・ジャパン株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額				
世界銀行債券ファンド<愛称:ワールド・サポーター> 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額				
アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型) 三菱UFJ国際投信株式会社	返還請求日の 翌営業日の価額				
テトラ・エクイティ 三井住友DSアセットマネジメント株式会社	返還請求日の 翌々営業日の価額				

特定口座約款

第1条（約款の趣旨）

- この約款は、お客様が株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）において特定口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当行に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

- お客様が特定口座の開設を申し込まれる際には、あらかじめ、当行所定の特定口座開設届出書に必要事項を記載のうえ記名・捺印し提出いただきます。その際、当行所定の方法により、お客様の本人確認を行わせていただきます。
- お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。
- お客様が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申し出を行うことはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第4条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条および関係政省令に基づいて行います。

第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当行はお客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみを受入れます。

- 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付の委託により取得をした上場株式等または当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行のお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- 当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りします。）により取得した上場株式等
- お客様が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行のお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条（源泉徴収・還付）

- 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、租税特別措置法37条の11の4、地方税法71条の51その他関連法令の規定に基づき、源泉徴収・還付を行います。
- 源泉徴収・還付は投資信託口座または公共債口座の指定預金口座から引き落とし、または入金により行います。指定預金口座からの引き落としの際には、当座勘定規定・総合貯蓄口座取引規定に関わらず、小切手または普通預金・総合貯蓄口座通帳および同払戻請求書の提出なしに引き落とします。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第9条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

第10条（相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第4号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

第11条（年間取引報告書の送付）

- 1 当行は、租税特別措置法37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までにお客様に交付します。
- 2 特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当行はその解除日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。
- 3 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出します。
- 4 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までにお客様に交付します。

第12条（届出事項の異動）

特定口座開設届出書の提出後に、次の各号のいずれかに該当したときは、お客様は遅滞なく当行所定の届出書により当行に届け出ることを要します。

- (1) 氏名、住所その他の届出事項に変更があったとき
- (2) お取引店の変更を希望するとき
- (3) お客様が当行に開設した投資信託口座または公共債口座の解約を申し出たとき
- (4) お客様の特定口座が第7条（源泉徴収・還付）により源泉徴収の適用を受けている場合で、当該適用をやめるとき
- (5) 特定口座の名義人が死亡したとき。相続人はその旨当行に届け出ることを要します。

第13条（特定口座の廃止）

次の各号のいずれかに該当したときは、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

- (1) お客様が当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) お客様が海外転勤等により出国（所得税法第2条第1項42項に規定する出国をいいます。）され居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、租税特別措置法施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) 当行が約款等で定める投資信託または公共債の口座解約事由に該当し、当該口座が解約され、実質的に上場株式等を特定口座に受入れることができなくなったとき。この場合、当行はお客様に通知のうえ、特定口座を廃止します。
- (5) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

第14条（特定口座を通じた取引）

お客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第15条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、所得税法、租税特別措置法、地方税法、関係政省令、諸規則、投資信託受益権振替決済口座管理規定、

保護預り規定兼振替決済口座管理規定等に従って取り扱うものとします。

第16条（免責事項）

お客様が第12条（届出事項の異動）の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責によらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第17条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第18条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。

(以上)

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- 1 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもののうち租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づく特定保管勘定で管理されている特定口座内保管上場株式等に係る配当等に該当するもののみを受入れます。
- 2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

- 1 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受ける場合には、支払確定日の前営業日までに、当行に対して租税特

別措置法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただきます。

2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日の前営業日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただきます。

第4条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条（契約の解除）

次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- (2) お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (3) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) 当行が約款等で定める投資信託または公共債の口座解約事由に該当し、当該口座が解約されたとき

第7条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第8条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2020年4月1日より適用させていただきます。

(以 上)

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）との間の、積立投資信託購入サービス「〈あきぎん〉積立投信」に関する取り決めです。

当行は、この約款に従って積立投資信託購入サービスをお客様と締結いたします。

第2条（積立投資信託購入サービス）

- 1 「積立投資信託購入サービス」（以下「本サービス」といいます。）とは、毎月5日に、お客様が指定する振替金額（以下「払込金」といいます。）をご指定の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から自動引落しして、お客様が指定する投資信託を購入する取引を行います。
- 2 本サービスの指定預金口座は、投資信託取引における指定預金口座と同一の預金口座とし、自動引落しにあたっては、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とします。

第3条（積立期間とコース）

- 1 本サービスでは、積立期間を無期限とするフリーコースと、積立期間を設定する期間設定コースがあり、それぞれ以下のとおりとなっております。

	フリーコース	期間設定コース
個人のお客様	ご選択いただけます。	積立期間1年、2年または3年からご選択いただけます。
法人のお客様	ご選択いただけません。	積立期間1年のみご選択いただけます。

- 2 期間設定コースでは選択した積立期間を変更することはできません。

また、積立終了月はお申込み時点で確定するため、預金残高不足により買付が行われなかった月があった場合でも、積立終了月は変わりません。

- 3 選択したコースの変更（期間設定コースからフリーコース、またはフリーコースから期間設定コース）はできません。
- 4 インターネット投資信託サービスでは、フリーコースのみ取扱うものとし、期間設定コースは取扱いません。

第4条（買付ファンド）

- 1 本サービスによって買付できる投資信託は、当行が定めるファンド（以下「対象ファンド」といいます。）とします。

なお、対象ファンドは自動継続コースのみ取扱うものとし、分配金受取コースは取扱いません。

- 2 お客様は、対象ファンドの中から買付を希望するファンドを指定するものとします。（指定されたファンドを、以下「指定ファンド」といいます。）

第5条（申込方法）

- 1 お客様は、この約款を確認し所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当行に提出することによって、または当行所定の方法でインターネットバンキングサービスにより本サービスを申込むものとします。

ただし、当行が本申込みを承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとします。

- 2 申込みにあたっては、「自動けいぞく（累積）投資約款」（以下「自動けいぞく約款」といいます。）に基づき指定ファンドの累積投資口座を開設させていただきます。ただし、すでに開設済みであるときはこの限りではありません。

第6条（申込内容の変更または解除）

本サービスの変更または解除の申込みは、所定の書面に必要事項を記入のうえ、記名押印し、振替日の2営業日前までに提出するものとします。

第7条（買付方法および払込金）

- 1 当行は、指定預金口座からの自動引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預りし、自動けいぞく約款の定めに従い、買付を行います。
- 2 前項の買付にあてる払込金は、指定ファンド毎にフリーコースは1千円以上1千円単位、期間設定コースは50千円以上1千円単位とします。
また、年間2回まで毎月の払込金を増額できるものとし、増額分はフリーコース、期間設定コースともに1千円以上1千円単位とします。
- 3 指定預金口座の預金残高が、払込金に満たない場合は、買付を行いません。
- 4 前項にかかわらず、お客様が指定ファンドを複数指定している場合で、預金残高が総払込金に満たない場合は、すべての指定ファンドについて買付を行いません。
なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いません。
また、本項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 5 振替日の当行所定の時間に指定預金口座の預金残高が、払込金に満たない場合は買付を行いません。
- 6 振替日が銀行休業日にあたる場合は、前営業日に自動引落しを行います。

第8条（買付時期および価額）

- 1 当行が前条に基づいて買付を行なうために、指定預金口座から自動引落しを行った日に、買付の申込みがあったものとして取扱います。
- 2 振替日の翌営業日を買付日としますが、指定ファンドの目論見書に定める申込みを受付しない日に該当する場合は、当該日以降で最初の申込み受付が可能となる日を買付日とします。
- 3 第1項の買付価額は、指定ファンドの投資信託説明書（目論見書）に定める買付約定日の価額に当行の目論見書補完書面に記載された当該投資信託の手数料および消費税を加えた金額とします。
- 4 第1項にかかわらず、指定ファンドの委託者が買付の申込みを受付しない場合、または取消した場合は、買付の申込みは不成立となります。

第9条（果実の再投資）

果実の再投資は、「自動けいぞく約款」に基づき行うものとします。

第10条（取引および残高の通知）

当行は、本サービスに基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を、次の各号により行うものとします。

(1) 取引の明細

当行は、本サービスに基づく取引の明細について、投資信託受益権振替決済口座管理規定（以下「振替決済口座管理規定」といいます。）等に基づき、原則として四半期毎（3、6、9、12月末を基準日として翌月）に期間中のファンド毎の買付明細および買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」によりお客様に通知します。

(2) 金銭および残高明細

当行は、指定ファンドの残高等について、前号に定める取引残高報告書に記載してお客様に通知します。

ただし、前号の該当取引がない場合は、1年に1回以上、取引残高報告書によりお客様に通知することがあります。

第11条（対象ファンドの除外）

対象ファンドが以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該ファンドを対象ファンドから除外することができるものとします。この場合、当行は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該ファンドが償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- (2) その他当行がやむを得ない事情により必要と認めた場合

第12条（解除）

本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解除されるものとします。

- (1) お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解除を申し出たとき
- (2) お客様が指定預金口座を解約したとき
- (3) お客様が指定ファンドの累積投資口座を解約したとき
- (4) 当行が本サービスを提供することができなくなったとき
- (5) やむを得ない事由により当行が本サービスの解除を申し出たとき

第13条（その他）

- 1 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 当行は、次の各号によって生じた損害についてはその責任を負いません。
 - (1) 届出印の押印された所定の書類と引き換えに、この契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還した場合
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合
 - (3) 所定の書類に押印された印影と届出印の印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合
 - (4) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく当該ファンドの買付けもしくは当該ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合
- 3 第10条（取引および残高の通知）の定めに従い、お客様に対して当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。
- 4 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあり、係る改定が行われた場合は、本サービスの取扱いは改定後の約款に従うものとします。

5 この約款に定めのない事項については、別に定める「振替決済口座管理規定」、または「自動けいぞく約款」等により取扱います。

附則

この約款は、2019年10月28日より適用させていただきます。

(以上)

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

第1条 (約款の趣旨)

- この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)

- お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（すでに当行以外の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、すでに当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。

また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行

われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

- 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行および他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられていたとき
 - 10月1日から12月31日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。
- 当行は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定がすでに設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

第3条 (非課税管理勘定の設定)

- 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）におい

て設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

- 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定または特定累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の3（特定累積投資勘定の設定）

- 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の4（特定非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

- 1 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿へ

の記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

- 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
- 3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第1項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第1項各号に規定する上場株式等

第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、

お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。））に限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等（「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の3第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から120万円を控除した金額が0を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

1 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条の3に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が102万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定もしくは租税特別措置法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定から租税特別措置法第25条の13第29項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第30項により読み替えて準用する同条第29項各号（同項第1号、第3号および第4号に係る部分に限る。）の規定に基づき、他年分非課税管理勘定（特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定もしくは継続管理勘定をいいます。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日）に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の①または②および③に定める上場株式等を受け入れることができません。

① ②以外のお客様

第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの

イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの

ロ その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

ハ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項

に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

② お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第25項第4号ロに規定する特定個人に該当する場合に、当行に対して「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」の提出をしたお客様（不適用届出書の提出をされた後に、当行に対して「特定累積投資上場株式等受入選択届出書」を提出されたお客様を除きます。）

第1項第1号イに掲げる上場株式等のうち、株式（投資口および①ロに掲げる上場株式等に該当するものを除きます。）以外のもの

③ 第1項第1号ロまたは第2号の移管により受入れをしようとする上場株式等のうち、同条第2項第1号ロおよびハに掲げる上場株式等に該当するもの

第6条（譲渡の方法）

- 1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
- 2 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
- 3 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

- 1 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場

株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条の3第1項第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第1

2項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客様から当行に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合
非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定または特定非課税管理勘定への移管
 - ② お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管
 - ③ 前各号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

- 1 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)
- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管

- ② 前号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

第8条の3(特定累積投資勘定終了時の取扱い)

- 1 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。)
- 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客様から当行に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合
非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管
 - ② お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管
 - ③ 前各号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

第8条の4(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 1 本約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)
- 2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管
 - ② 前各号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 1 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同

日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合

お客様が当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条(非課税管理勘定、累積投資勘定と特定累積投資勘定(特定非課税管理勘定)の変更手続き)

1 お客様が、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

2 お客様が、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

3 2024年1月1日以後、お客様が当行に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

第11条(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱っていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

第12条(非課税口座取引である旨の明示)

1 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)

2 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

第13条(契約の解除)

1 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合

当該提出日

② 租税特別措置法第37条の14第2項第1号に定める「非課税口座継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「帰国届出書」の提出をしなかった場合

租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)

③ 租税特別措置法第37条の14第2項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合

出国日

④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「非課税口座継続適用届出書」を提出した場合を除く)

租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

当該非課税口座開設者が死亡した日

⑥ お客様が当行に「非課税口座簡易開設届出書」を提出後に所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設が当初よりできなかった旨の提供があった場合

当該提供があった日に、お客様の非課税口座は当初から開設されなかったものとみなし、非課税管理勘定または累積投資勘定に保管されている上場株式等を特定口座(当行に特定口座を開設していない場合、一般口座)に移管いたします。

なお、当該提供前に非課税で受領した普通分配金については、遡及して課税されますので、投資信託口座に設定している指定預金口座から課税分を徴収いたします。

2 前項の場合のほか、当行がやむを得ない事由により、解約を申し出たときについてもこの契約は解除されるものとします。

第14条（免責事項）

この約款に定める事項について、お客様が手続きを怠ったこと、その他の当行の責によらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第15条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第16条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2021年4月1日より適用させていただきます。

（以上）

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

第1条（約款の趣旨）

- この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社秋田銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）

- お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書

兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

- 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行または他の金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。
- お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたもの限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定）

- 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等）をいいます。この約款の第14条から

第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じ。) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

第4条(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

1 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第6条(譲渡の方法)

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限り)または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条(課税未成年者口座等への移管)

1 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号ロもしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合

当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられ

た課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合

当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

- ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。

- ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を当行が別に定める期限までに提出した場合または当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合

一般口座への移管

- ② 前号に掲げる場合以外の場合

特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付

新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡

- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条（出国時の取扱い）

- 1 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

- 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第12条（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座または預金口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款

に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

なお、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

第13条 (課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条および第18条において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

第14条 (譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限ります。)または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第15条 (課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

第16条 (課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡

- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第17条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第15条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第18条 (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

- 1 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
- 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第19条 (出国時の取扱い)

お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第12条から第17条(第14条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第20条 (課税未成年者口座への入出金処理)

1 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金には次に定める方法によることといたします。

① お客様名義の当行預金口座からの入金

この場合、第12条に定める課税未成年者口座の開設に当たり、同条に定めるお客様名義の預金口座のほか、入金のためのお客様名義の当行預金口座が必要となります。

② 現金での入金(依頼人がお客様またはお客様の法定代理人である

場合に限ります。)

- 2 お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
 - ① お客様名義の当行預金口座への出金
 - ② 現金での引出(窓口で行うものに限ります。)
 - ③ お客様名義の当行投資信託口座への移管
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。
- 4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。
- 6 お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。

第21条(代理人による取引の届出)

- 1 お客様の代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。この場合当行は、届出された代理人に対し、当行所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権の確認などをさせていただきます場合があります。
- 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては前項後段の規定を準用します。
- 3 お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第22条(法定代理人の変更)

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第23条(取引残高の通知)

お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第24条(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- 1 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

す。

- 2 お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。

第25条(基準年以降の手続き等)

基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

第26条(非課税口座のみなし開設)

- 1 2017年から2023年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

第27条(本契約の解除)

- 1 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。
 - ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
 - ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合
租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
 - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合
出国日
 - ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)
租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
 - ⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳であ

る年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合

その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日

- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

- 2 前項の場合のほか、当行がやむを得ない事由により、解約を申し出たときについてもこの契約は解除されるものとします。

第28条（免責事項）

お客様がこの約款に定める手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、未成年者口座および課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客様に生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。

第29条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第30条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2020年4月1日より適用させていただきます。

（以上）